

令和 8 年 6 月 犬 山 市 議 会 定 例 議 会 会 議 録

第 7 号 6 月 30 日（火曜日）

◎議事日程 第 7 号 令和 8 年 6 月 30 日 午前 10 時開議

第 1 諸般の報告

第 2 第 51 号議案から第 74 号議案まで

及び諮問第 1 号から諮問第 3 号まで

（委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決）

◎本日の会議に付した案件

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 51 号議案から第 74 号議案まで

及び諮問第 1 号から諮問第 3 号まで

（委員長報告、同報告に対する質疑）

日程追加 諸報告

日程追加 第 72 号議案に対する修正動議

（提案説明、質疑）

第 51 号議案から第 74 号議案まで及び諮問第 1 号から諮問第 3 号まで

（討論、採決）

日程追加 諸報告

日程追加 第 75 号議案 工事請負契約の締結について（善師野防災広場整備工事）

第 76 号議案 令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 3 号）

第 77 号議案 令和 8 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程追加 委員会提出 犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビ

議案第 1 号 ラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

◎出席議員（18 名）

1 番 丸 山 幸 治 君

2 番 ビアンキ 恵 子 君

3 番 増 田 修 治 君

4 番 光 清 毅 君

5 番 小 川 隆 広 君

6 番 島 田 亜 紀 君

7 番 諏 訪 毅 君

8 番 小 川 清 美 君

9 番 畑 竜 介 君

10 番 玉 置 幸 哉 君

11 番 岡 覚 君

12 番 岡 村 千 里 君

13 番 鈴 木 伸 太 郎 君

14 番 沼 靖 子 君

15 番 久 世 高 裕 君

16 番 柴 山 一 生 君

17 番 柴 田 浩 行 君

18 番 大 沢 秀 教 君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	上原 眞由美 君	議事課長	大鹿 眞 君
統括主査	神林 亜 弥 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣 伸 君	副市長	永井 恵 三 君
教育長	勝村 偉公朗 君	経営部長	井出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟橋 正 人 君	ふくし部長	前田 敦 君
子ども健康部長	兼松 光 春 君	都市整備部長	武内 雅 洋 君
都市整備部次長	野本 敬 弘 君	経済環境部長	小池 信 和 君
教育部長	加藤 憲 夫 君	消防長	長谷川 敦 君
企画広報課長	古田 隆 行 君	経営改善課長	川村 和 哉 君
経営改善課主幹	一柳 佳 誉 君	総務課長	藤村 崇 司 君
水道課長	安藤 芳 和 君	環境課長	疇地利 哉 君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして会議を進めます。

日程第1 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

放課後児童クラブ利用手数料誤徴収に係る損害賠償額の決定について、市長から地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した旨の報告が276件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 第51号議案から第74号議案まで及び諮問第1号から諮問第3号まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、第51号議案から第74号議案まで及び諮問第1号から諮問第3号までを一括議題とします。

常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、畑総務委員長。

〔総務委員長 畑君登壇〕

◎総務委員長（畑 竜介君） おはようございます。総務委員長の畑 竜介です。総務委員会の審査結果報告を、お手元の資料の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、岡村民生文教委員長。

〔民生文教委員長 岡村君登壇〕

◎民生文教委員長（岡村千里君） 民生文教委員会の審査報告を、お手元に配付されました結果報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、鈴木建設経済委員長。

〔建設経済委員長 鈴木君登壇〕

◎建設経済委員長（鈴木伸太郎君） おはようございます。建設経済委員会の審査結果を、お手元にお配りしてあります報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（大沢秀教君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

総務委員会審査結果報告書

令和8年6月30日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

総務委員長

畑 竜 介

審査年月日 令和8年6月24日

場 所 第1委員会室

出席委員 5名（全員）

付託議案

第51号議案 犬山市犯罪被害者等支援条例の制定について

第52号議案 犬山市行政手続条例の一部改正について

第53号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について

第54号議案 犬山市手数料条例の一部改正について

第59号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第60号議案 財産の取得について（資機材搬送車（積載車））

第72号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 総務委員会の所管に属する歳入

歳 出 2款 総務費

6款 商工費

第3条の第3表 地方債補正

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

6月19日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第51号議案、第52号議案、第54号議案、第59号議案及び第60号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第53号議案及び第72号議案については、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決、諮問第1号から諮問第3号までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり適任とすべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

民生文教委員会審査結果報告書

令和8年6月30日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

民生文教委員長

岡 村 千 里

審査年月日 令和8年6月24日

場 所 第2委員会室

出席委員 6名（全員）

付託議案

第55号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第56号議案 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第57号議案 犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第58号議案 犬山市介護保険条例の一部改正について

第72号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入

歳 出 3款 民生費

4款 衛生費（1項保健衛生費）

9款 教育費

第73号議案 令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）

第74号議案 令和8年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

6月19日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第55号議案から第58号議案まで及び第72号議案から第74号議案までについては、

いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

建設経済委員会審査結果報告書

令和 8 年 6 月 30 日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

建設経済委員長

鈴 木 伸 太 郎

審査年月日 令和 8 年 6 月 24 日

場 所 第 3 委員会室

出席委員 6 名（全員）

付 託 議 案

第61号議案 和解及び損害賠償の額を定めることについて

第62号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第63号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第64号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第65号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第66号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第67号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第68号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第69号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第70号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第71号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

第72号議案 令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入

歳 出 4 款 衛生費（3 項清掃費）

7 款 土木費

第 2 条の第 2 表 債務負担行為補正

6 月 19 日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第61号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決、第62号議案から第71号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり同意、第72号議案については、岡 覚委員から別紙のとおり修正動議が提出され、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、常任委員長の報告は終わりました。

これより、常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

再 開

午前10時22分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま11番、岡 覚議員ほか2名から、第72号議案に対する修正動議が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第72号議案に対する修正動議を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 第72号議案に対する修正動議

◎議長（大沢秀教君） 第72号議案に対する修正動議を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

11番 岡 覚議員。

〔11番 岡君登壇〕

◎11番（岡 覚君） 11番、日本共産党犬山市議団の岡 覚です。修正動議をお手元に配付したとおり提出いたしました。私のほうから説明をさせていただきます。

修正動議

犬山市議会第72号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議
上記の動議を別紙のとおり提出する。

令和8年6月30日

提出者 犬山市議会議員 岡 覚

賛成者 犬山市議会議員 小川隆広

岡村千里

説 明

この動議を提出するのは、蟬屋長塚線道路整備事業において、土地開発公社を利活用する

ことに反対するため、債務負担行為の補正を削除するものである。

1 ページ、犬山市議会第72号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案。

犬山市議会第72号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

第2条を削る。

第3条中、第3表を第2表に改め、同条を第2条とする。第2表を削り、第3表を第2表とする。

2 ページ、3 ページは原文のとおりであります。

4 ページの第2表債務負担行為補正を全て削る。

5 ページは、第3表を第2表とする。

6 ページから25ページまでは、原文のままであります。

26ページの債務負担行為に関する調書は全て削る。

27ページは原文のままです。

以上であります、若干の補足説明をさせていただきたいと思います。

全員協議会資料の37ページにこう説明されています。蟬屋長塚線道路整備事業について、補正予算要求額マイナスの1億4,289万4,000円。補正理由として、本事業に対する令和8年度社会資本整備総合交付金の内示額が当市の要求額を大きく下回ったことを受け、犬山市土地開発公社により、土地取得を行うため、対象となる事業費を減額するものとする。

こういう説明であります、大きく下回った、この社会資本総合交付金の下回った理由については、明確にされませんでした。ということは、次年度以降、交付される保証は何もないということでもあります。土地開発公社を利活用して、そして、交付金が受けられる保証もないまま、これに突き進んでいく、これは大変大きなリスクを伴うものだと思います。減額されたとはいえ、この事業の予算はあります。地方自治の精神にのっとり、住民合意の下に事業を進める、このことが本道だと思い、土地開発公社の利活用は避けるべきだと強く主張し、本修正動議を提出いたしました。

議員の皆さんのご賛同を心からお願いを申し上げ、修正動議の提案とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで修正案精読のため、5分ほど休憩いたします。午前10時34分に本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時29分 休憩

再 開

午前10時34分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

第72号議案修正案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 提出者の岡議員に質疑させていただきます。

この事業そのものの必要性とか、そういうところに対する賛否のお考えについてはいかがでしょう。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

11番 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今回は土地開発公社を再利用することについて、とても許せないという思いでの提出であります。

賛否については、当初予算では反対をいたしました。今回は減額修正で残された予算は生きています。今議会ではそこまで踏み込んだことはやめました。土地開発公社の再利用だけは時代錯誤であり、許せないということで、ここの1点に絞りました。

私どもの気持ちは、当初予算では示しましたが、既に予算が可決され、執行されています。様々なことがあると思いますが、そういう状況を最終的に判断していくのは当局だと思っています。

今回、私どもはそこまで踏み込んだ修正動議ではありません。ご理解をいただきたいと思っています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑をお願いします。

かつて犬山市でも土地開発公社を積極的に活用していたときがあったと思います。岡議員の長い議員経験の中で、今まで土地開発公社の利用に関するどのようなリスクがあったとお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

岡議員。

◎11番（岡 覚君） 2つのリスクはあると思っています。

先行投資で土地を購入する、これは一つに地方自治法に反して、例えば、地元の同意や全体的な合意がなくても、当局が案を固めただけで、先行投資的に土地を取得していく、こういうことが可能となり、私はこれは地方自治体の運営にとっては、やはりリスクがあり、好ましいものとは思っていません。

もう一つ、全国的に大きな問題になった土地の塩漬け問題、結局、先行投資して買ったとしても、それがその地方自治体の利用に供しない、こういうことになってしまった事例が幾つもあります。こういう中で、全国的に土地開発公社の利用そのものがいかなものかという中で、これの利用がどんどん削られて、最高時の私は3分の1ほどに減少しているというふうに思っています。

土地開発公社の再利用を犬山市がここでまた踏み出すということは、絶対に避けるべきだと思っています。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

よって、第72号議案修正案に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております修正案は修正動議であるため、委員会付託は省略いたします。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

再 開

午前10時39分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これより討論を行います。

最初に、第53号議案に対する討論を行います。

5 番 小川隆広議員。

〔5 番 小川君登壇〕

◎5 番（小川隆広君） 5 番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。私からは、第53号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてに反対の立場で討論をさせていただきます。

反対する要旨は1点であります。単刀直入に申し上げて、ネーミングライツについては、従前どおり個別に選定委員会を立ち上げる中で、慎重に審査するべきと考えるからであります。

ネーミングライツにつきましては、1円でも多く稼ぐという点においては、大変有益な施策であるというのは同感であります。しかしながら、ネーミングライツが拡大されていく中で、公共施設としてそぐわないのではないかと、公の施設ということが分かりにくいという意見も耳にするようになりました。

全員協議会資料において、この条例改正による効果として、ネーミングライツパートナーの選定を附属機関への諮問、答申により行う場合に、本条例の改正を行うことなく速やかに選定手続を進めることができるとともに、必要に応じて複数施設の選定を一括で行うことも可能であるとしています。

私は、物事を一括で行うことも可能にすることは、少なからず審査の在り方に影響すると考えます。全員協議会資料の今後の予定を見ますと、犬山市民文化会館があります。犬山市体育館になぞらえるのであれば、一過性とはいえ、バスの案内放送やバス停の名称変更もしくは記載という形で、ネーミングライツによって、他方で費用が発生すると思われる施設も存在します。

これに限らず、施設それぞれの性質によって、他方で発生する費用の可能性についても、1つずつ慎重に考えなければならないと思います。

冒頭申し上げたとおり、ネーミングライツについては従前どおり、個別に選定委員会を立

ち上げる中で、1施設ずつ慎重に審査するべきと考えることから、第53号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてに反対するものであります。

議員の皆様におかれましては、以前申し上げた趣旨にぜひとも賛同いただきますようお願いを申し上げ、第53号議案に対する私、小川隆広の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員。

〔4番 光清君登壇〕

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、第53号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

言うまでもなく、公共施設のネーミングライツは、自治体にとって安定した収入源の確保や、民間との連携による新たな展開などのメリットがあり、近年、全国的な広がりを見せております。

本市においても財源確保の観点から、ネーミングライツパートナーの公募を積極的に行っていくとの方針を聞いております。人件費や物価高騰による維持費が増加傾向にある中、潤沢な予算配分をすることが難しくなっている背景を踏まえ、今後ますます自主財源の確保は重要になってきます。そうしたことから、ネーミングライツ事業は有効な財源確保策であると考えております。

また、ネーミングライツ事業に参画意欲のある事業者は、自社の宣伝広告だけでなく、地域貢献意識という思いを持って参画する事業者でもあるのではないのでしょうか。そうした事業者と市が連携を図ることで、副次的に市民サービスの向上に寄与するアイデアの創出やアクションにつながることを期待できます。

今回の条例改正は、選定委員会の審査内容や審査時間を簡略化するという類のものではなく、従前どおり慎重に審査されるものと理解をしております。その上で、従来ネーミングライツの事業決定後に都度、選定委員会の関連法規を制定してきた事務手続を省略することで、速やかに委員の選任に移ることができ、公募から委員会開催、事業者決定までの期間を短縮することができるため、事業の速やかな遂行がされるものと大いに期待をしております。

したがって、第53号議案については原案のとおり可決すべきものとして、賛成をいたします。

議員皆様におかれましては、ご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 第53号議案に対する討論は終わりました。

次に、第72号議案修正案及び第72号議案原案に対する討論を行います。

8番 小川清美議員。

〔8番 小川君登壇〕

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）の蟬屋長塚線道路整備事業に係る減額部分について、修正案に反対、原案に賛成の立場から討論させていただきます。

この都市計画道路蟬屋長塚線の道路整備は、令和5年度の基本設計に始まり、道路予備設

計や測量委託など、既に多額の予算を投じている市のビッグプロジェクトであります。

そうした中で、今年度の国庫補助配分額が、想定よりも低かったことから、少しでも市費を抑える手法を協議し、検討した結果、当初予定していた用地の直接購入を断念し、土地開発公社による取得を選択したとの当局答弁とともに、公社取得のほうが1,700万円ほど市費を抑えることができるとの説明がありました。

市の内部でしっかり検討を重ね、十分なシミュレーションを行った結論でありますので、私は公社による先行取得は是と考えます。

さらには、当局からは、既に売却の意思表示をされている地権者の方々がおみえになり、今年度から用地買収を積極的に進めていくとのことでありました。

議案質疑等の中で、土地開発公社を廃止している自治体も多くあり、これを使った土地取得は今時いかがなものかといった発言がありました。現在でも全国多くの自治体で土地開発公社が活用されており、公共施設の整備や、道路事業などにおいて機動的な用地取得の手段として、一定の役割を果たしているものと認識しています。

そして、当市でも過去の道路整備事業において、富岡荒井線、楽田桃花台線、犬山富士線で、土地開発公社を活用した用地の先行取得を行っていることから、そのノウハウの蓄積は十分あるものと考えます。

また、国庫補助の内示額が下回った理由も明らかにされていないとのご意見がありますが、現時点では市から県へ説明をし、県において取りまとめ、国へ提出するシステムになっており、全国的な事業需要や国の予算状況などを総合的に勘案して決定されるものであるとの説明があり、これについても一定の理解をいたします。

加えて、本会議場における久世議員の質疑に対し、国庫補助の獲得に関し、市長からは、ふだんから要望を行っており、メインの道路部分についても要望を強く重ねているといった発言があり、今後の事業推進に向けての熱意も語っていただいたと思っています。

都市計画道路蟬屋長塚線は、名鉄小牧線で分断された羽黒楽田地域の東側と西側を結ぶ幹線道路であり、この道路の整備は、地元のみならず多くの皆さんが望んでいる事業であります。

この道路は、富岡荒井線から国道41号へ直接アクセスできるようになるため、6車線化事業との相乗効果により、地域の活性化に大きく寄与するものと期待しています。また、名鉄小牧線を高架でまたぐ計画のため、緊急車両の通過が円滑となり、市民の安心度の向上につながるものと考えます。

先ほど修正案を出された岡議員は、令和5年2月の定例議会一般質問において、蟬屋長塚線が事業を開始していくということは大歓迎ですと発言されており、目指す方向性は私と同じである。そういった中で、そこへ至る手法が少し異なるということであると思っています。

事業を止めることなく、早期の開通を望んでいることは共通でありますので、私はこれからもしっかりと事業の進捗を見守り、時には意見を申し上げたいと考えています。

以上、第72号議案、蟬屋長塚線道路整備事業に係る減額について、原案に賛成の立場から討論させていただきました。

議員各位におかれましては、何とぞ原案に賛成を賜りますようお願いを申し上げます、

私の賛成討論といたします。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員。

〔12番 岡村君登壇〕

◎12番（岡村千里君） 12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。私は、第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）について、蟬屋長塚線道路整備事業について、修正案に賛成、原案に反対の立場から討論を行います。

蟬屋長塚線道路整備事業におきましては、令和8年度社会資本整備総合交付金の内示額が当市の要求額を大きく下回ったことを受け、犬山市土地開発公社により土地取得を行うということですが、質疑で、なぜこの内示額が大きく下回ったのか、その理由は明らかになっておりません。

システムが違うだとか、そういったことはありますけれども、それでもやはり分からないというものでした。

このまま土地開発公社で土地を取得してよいのでしょうか。国の交付金は、今後要求どおりに来ないことも十分考えられますし、また、そういった保証もありません。交付金を使えないという場合は、市は大きなリスクを抱えることになり、絶対避けるべきであります。

国の交付金が不足したのであれば、事業の進め方、あるいは財源について立ち止まって検討すべきです。

近年、土地開発公社が、過去に交付金が付かない、あるいは事業が延期されるなど、様々な理由で土地が塩漬け状態になるという問題が全国で起こりました。そういった反省から、多くの自治体で整理をされ、廃止されたところが多数となっております。近隣では名古屋市や一宮市がそれに当たります。土地開発公社による先行取得そのものが大きなリスクを背負うものだということを認識する必要があると考えます。

令和5年度の試算では、全体の事業費は36億円、国の交付金は4億5,000万円ということでしたが、この時点でも交付金は少ないと言わざるを得ません。現在ではさらに人件費や物価の高騰が続き、その分も考慮しなくてはなりません。

事業費はさらに膨らむと思われますし、また、国の交付金がどの程度かは分かりません。またその保証もありません。リスクを負う可能性が高いというふうに見るべきではないでしょうか。

小川清美議員の修正案に反対、原案に賛成討論では、ビッグプロジェクトで、多額の予算を投じている。土地開発公社を活用した実績もあり、今回の活用も理解できると述べられました。

しかし、これまでの多額な予算というところからは、今後の財政負担についてもより慎重な判断が求められます。また、以前に土地開発公社を活用したことも、今回の活用が当然という理由にはならないと考えます。

全国では、土地の塩漬け問題や借入金の増加などが課題となり、土地開発公社の運営を見直し、廃止した自治体も少なくありません。こうした経緯を踏まえれば、土地開発公社の活用は時代に逆行するものと言わざるを得ません。土地開発公社を活用し、大きなリスクや将来の財政負担を伴う形で事業を進めることには、賛成できません。

以上の理由から、修正案に賛成、原案に反対といたします。

各議員の皆様におかれましては、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、修正案に賛成、原案に反対の討論といたします。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 第72号議案修正案及び第72号議案原案に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第51号議案、犬山市犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案、犬山市行政手続条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第53号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案、犬山市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案、犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案、犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案、犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案、犬山市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案、犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案、財産の取得について（資機材搬送車（積載車））を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されま

した。

次に、第62号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第62号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第63号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第63号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第64号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第64号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第65号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第65号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第66号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第66号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第67号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第67号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第68号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第68号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第69号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第69号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第70号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第70号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第71号議案、犬山市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、第71号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第72号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案については、11番 岡 覚議員ほか2名から修正案が提出されています。

最初に、この修正案を採決し、次に、原案を採決いたします。

11番 岡 覚議員ほか2名から提出された修正案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立少数。ご着席ください。よって、第72号議案修正案は否決されました。

次に、第72号議案原案について採決いたします。

第72号議案原案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第73号議案、令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案、令和8年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、諮問第1号は適任とされました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、諮問第2号は適任とされました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立全員。ご着席ください。よって、諮問第3号は適任とされました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

再 開

午前11時32分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま当局から追加議案 3 件、総務委員会から委員会提出議案 1 件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第75号議案から第77号議案まで、及び委員会提出議案第 1 号を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 第75号議案から第77号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 第75号議案から第77号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第75号議案から第77号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。第75号議案から第77号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、追加提出議案についてご説明いたします。

第75号議案、工事請負契約の締結について（善師野防災広場整備工事）についてご説明いたします。

この案は、善師野防災広場整備工事の契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

工事名は、善師野防災広場整備工事。

請負契約金額は、2 億53万円。

受注者は、勝・アサイ特定建設工事共同企業体です。

契約の方法は、事後審査型一般競争入札によるもので、3 者による入札を 6 月17日に執行しました。

なお、工期は、令和 9 年 3 月19日までとするものです。

第76号議案、令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明します。

説明に先立ちまして、この補正予算は、国の補正予算成立により、物価高騰に対応するための国庫補助金が追加交付されたことによるもので、事業実施に速やかな対応が必要なため、追加提案としてご審議をお願いするものでございます。

それでは、議案の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、予算の総額に3,206万円を増額し、総額を313億6,801万9,000円と定めるものです。

次ページの第 1 表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、4 款の衛生費で、物価高騰対応として、水道料金の基本料金無料化を2 か月間延長するための経費を水道事業会計繰出金として計上しました。

また、歳入では、追加交付された物価高騰対応重点事業地方創生臨時交付金のほか、財源調整として財政調整基金繰入金の計上を行いました。

なお、詳細につきましては、5 ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第77号議案、令和8 年度犬山市水道事業会計補正予算（第2 号）についてご説明します。

第2 条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入の第1 款水道事業収益のうち、営業収益で3,190 万円を減額、営業外収益で3,206 万円を増額し、総額を12 億9,399 万9,000 円とし、支出については、第1 款水道事業費用のうち、営業費用で16 万円を増額し、総額を14 億2,873 万1,000 円とするものです。

第3 条は、一般会計から補助を受ける金額を1 億2,918 万5,000 円に改めるものです。

この補正予算の内容につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、支援策として、令和8 年4 月から6 か月間実施している水道基本料金無料化を2 か月間延長することについて補正を行うものです。

なお、詳細につきましては、2 ページ以降に実施計画書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで議案精読のため、午前11時47分まで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

再 開

午前11時47分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

第75号議案から第77号議案までに対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、第75号議案から第77号議案までに対する質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

令和8 年6 月定例議会常任委員会

付 託 議 案 一 覧 表

《建設経済委員会》 審査期限 令和8 年6 月30日

第3 委員会室

議 案 番 号	件 名
第75号議案	工事請負契約の締結について（善師野防災広場整備工事）
第76号議案	令和8年度犬山市一般会計補正予算（第3号）
第77号議案	令和8年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）

◎議長（大沢秀教君） 続いて申し上げます。ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

再 開

午後1時30分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

建設経済委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

鈴木建設経済委員長。

〔建設経済委員長 鈴木君登壇〕

◎建設経済委員長（鈴木伸太郎君） 建設経済委員会の審査結果を、お配りの報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

建設経済委員会審査結果報告書

令和8年6月30日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

建設経済委員長

鈴 木 伸太郎

審査年月日 令和8年6月30日

場 所 第3委員会室

出席委員 6名（全員）

付託議案

第75号議案 工事請負契約の締結について（善師野防災広場整備工事）

第76号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第3号）

第77号議案 令和8年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第75号議案から第77号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（大沢秀教君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第75号議案、工事請負契約の締結について（善師野防災広場整備工事）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第77号議案、令和8年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

日程追加 委員会提出議案第1号

◎議長（大沢秀教君） 続いて、委員会提出議案第1号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

畑総務委員長。

〔総務委員長 畑君登壇〕

◎総務委員長（畑 竜介君） 総務委員長の畑 竜介です。私から、委員会提出議案第1号、犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、選挙の公営に係る限度額について、近年における物価高騰及び社会情勢の変動等を鑑み、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容を新旧対照表よりご説明いたします。

3 ページをお開きください。

第2条第2項及び第5条の改正は、ビラ作成の公費負担を1枚当たり7円51銭から、公職選挙法施行令で定める限度額と同額の8円38銭に引き上げるものです。

第4条第2項アの改正は、自動車借入料の公費負担を1日当たり1万5,300円から、公職選挙法施行令で定める限度額と同額の1万6,100円に引き上げるものです。

第4条第2項イの改正は、自動車の燃料費の公費負担を令和5年4月執行の犬山市議会議員選挙における公費負担の実績やガソリン税等の暫定税率の廃止などを鑑み、1日当たり4,250円から公職選挙法施行令で定める1日当たり7,700円の2分の1である3,850円に引き下げるものです。

4 ページをお開きください。

第6条の改正は、ポスター作成の公費負担を1枚当たり510円48銭から、公職選挙法施行令で定める限度額と同額の586円88銭に引き上げるとともに、平成19年12月の改正で議論の中心となったポスター作成に要する企画費の公費負担を、近年における人件費の上昇や近隣市における公費負担の限度額を鑑み、11万5,260円から、公職選挙法施行令で定める限度額31万6,250円の2分の1である15万8,125円に引き上げるものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することなどを定めるものです。

説明は以上となります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで議案精読のため、午後1時42分まで休憩いたします。

午後1時37分 休憩

再 開

午後1時42分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） お願いします。

まず、特に金額が大きいのがポスターですけども、公費の上限額の引上げに関して、物価高騰及び社会変動という説明がありました。物価高騰は確かに分かります。ただ、社会変動ということに関しては、主にデザインの分野では、生成AIの登場によって大きく今状況は変わっております。実際自分も以前はポスター、僕は自分で作っています。公費負担は一切申請しないということでやっていたしまして、結構手間はかかっていたけども、今劇的にその手間もかからなくなってきたりまして、恐らく印刷会社のほうでも、そういった技術の導入というのはこれから進むと思われます。という中で、この印刷費の上限が、特に企画費

に関しては、11万5,260円から15万8,125円という単価に上がっていくということになっておりますので、かなり大幅な上昇になっていきますけども、そういった技術進化ということに関しては議論があったんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

畑総務委員長。

◎総務委員長（畑 竜介君） 久世議員の質疑にお答えいたします。

今、久世委員が言われたように、昨今のA I等を活用すれば非常に安価に作成できるというご意見も、当然、委員会の中で議論されました。議員が言われるように、候補者自身でA Iを活用して原稿を作成して、このネット印刷等でしながらすることも可能だというふうに思います。

しかしながら、このA Iの活用に不慣れな候補者もいらっしゃると思いますし、写真撮影からポスターデザイン、撮影まで一括で業者にお任せしたいという、特に初めて出られる候補者もいるということのご意見もあるということを議論されました。

今回のポスター企画費の改正案は、公職選挙法施行令で定める限度額の2分の1としておりまして、愛知県内38市のうち、小牧市、津島市、尾張旭市、豊明市の4市が本市と同額で、これよりも低いのは長久手市の1市のみであることから、近年における人件費の上昇などを鑑みて、トータル的に妥当な改正と考えております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑させていただきます。

犬山市議会は、以前、こうした選挙公営に関して、不適切と思われる支出があったということから、そういった基準からは大幅に安い金額でも、自ら身を切るという意味ではないですけども、やはり不必要な支出というのは議員たるものその認めるべきではないということで、議員提案によって金額の改正が行われてきました。

それがもう自分も1期目のときにそういうことがあったんですけども、それですと基準よりもかなり低い金額でも、そこまで上限を大幅に上回るような支出を実績としてされた方がいらっしゃるとは思えないです。

実際そのような声を聞いたこともなかったので、この金額ではもう足りない、立候補を断念しなければいけないというような状況であれば、上限引上げというのは分かるんですけども、実際に実績として、この上限で足りない、立候補を断念しなければいけないということがあったんでしょうか。その実績等についても議論があったのかについて、お示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

畑総務委員長。

◎総務委員長（畑 竜介君） 久世議員のご質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、このビラ、ポスターの作成費については、当時、今から4年前の実績については確認をさせていただいております。

実際にこの金額では出れないというような声があったかどうかというところについては確認をしておりますが、上限額が現在20万1,096円に対して、実績としては最高額で20万

1,096円を5名の方が使っていると、最低額としては9万9,120円という方が1名いらっしゃるというところまでは確認しております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑ですけれども、それを大幅に上回るような支出が実際にあったかどうかというのは、こういう選挙運動に関しては選挙運動費用収支報告書を提出します。実際に幾らかかったかという金額も把握はできます。それに対して公費支出が幾らだったかということも確認ができるわけで、それが大幅に乖離をしていれば、必要性があるという根拠になり得ると思います。だからそこが大幅に乖離をしているのかどうか。

それから、むしろ今の額が適正だったのかという観点に関しては、上限が5名というのは妥当な数字だったんじゃないかなと思います。それを大幅に上回るような改定というのは、やはり認められないんじゃないかなという話になるわけですが、実績値とその公費申請額に大幅な乖離があったかどうかについては、その5名の方については確認をされたのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

畑総務委員長。

◎総務委員長（畑 竜介君） 久世議員の再々質疑にお答えいたします。

今回確認をさせていただいたのは、公費でどれだけ使ったというところのみの確認とさせていただいております。

一方で、先ほど申し上げたように、今回の企画費の改正案については、県内の市町と比べても、近年における人件費の上昇などを鑑みて、妥当な改正という判断を委員会としてはしております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。同じく委員会提出議案第1号について質疑させていただきますが、先ほどの久世議員の質疑にも関連するんですけれども、特にポスターについては、私は過去に4回、選挙を出させていただいておりますが、満額ではなく、若干余裕がある範囲内で収まっておりましたが、物価高騰とかも鑑みたにしても、さほど上げる必要はないのではないかというふうに思っております。地方自治法で、行政のお仕事に関しては最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されていますが、我々議会や選挙に関するお金も税金が絡んでくるんで同じだと思うんです。最小の経費でということであれば、上げなくても現状のままで条件は同じなんで、特に上げる必要はないのではないかというふうに私は思ったんですが、そこら辺のその上げる必要がないんじゃないかという議論はあったのかどうかを確認させてください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

畑総務委員長。

◎総務委員長（畑 竜介君） 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

上げる必要がないという議論があったかということでございますが、今回あくまで上限を

上げるということで、この金額を全て使うということではないという前提の中で議論がありました。

そして、各候補者、候補予定者の方がどれだけ使うかというところも、これだけ物価高騰している中で、金額が上がって行って、経済的な負担を強いられるといけないというところで、使うか使わないかというのはそれぞれの議員の判断という中で、上限を上げるというような理解で、委員会としては提案をしております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、委員会提出議案第1号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案は委員会提出のため、委員会付託を省略いたします。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

再 開

午後2時05分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより討論を行います。

委員会提出議案第1号に対する討論を行います。

13番 鈴木伸太郎議員。

〔13番 鈴木君登壇〕

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木伸太郎です。私は委員会提出議案第1号、犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

地方公共団体は事務処理をするに当たり、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと地方自治法の第2条で規定されております。

我々議員は、市の職員の皆さんの仕事が経済性、有効性、効率性を満たしつつ、適切に執行されているかをチェックする責任を負っております。

それは、お金の使い方、税金の使い方ということに関しては、我々議会も報酬であったり、この選挙に係る公営費に関しても同じで、やっぱり血税を使うに当たっては、経済性、効率性、有効性がちゃんとしっかりできているかというのは、我々自身もチェックする責任があると考えております。

今回、このような提案が出てまいりましたが、先ほどの質疑でもちょっと質疑しましたが、恐らくさほど値上げしなくても、上限を上げなくても、クリアできるのではないかと考えております。私、4回、選挙へ出させていただいておりますが、満額ではなく、やっぱり下回った額でビラとかポスターとか、作成させていただいておりますので、そういうことを考え

れば、最少の経費で最大の効果を上げるということは、満額じゃなくても恐らくできるんだろうなと私は考えております。

我々に与えられた条件の下、それぞれ最小の経費で同じ条件で戦う、それが我々地方議会の選挙、それから長の選挙であると思います。今回この改正が通ると、正直、我々がチェックすべき行政の皆さんの仕事の経済性、効率性、有効性というのはちゃんとしっかりチェックできるのか、その素養があるのかどうかというのは、ちょっと自ら疑念を抱かざるを得ないと考えておりますので、この案件に関しては反対をさせていただきたいと思います。

議員の皆様、特に期数の若い皆さん、自分の気持ちに正直に、これで上限を上げることが妥当なのかどうかというのを考え直していただいて、ご賛同いただければと思います。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世高裕議員。

〔15番 久世君登壇〕

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。今回の委員会提出議案第1号に関して、反対の立場で討論させていただきます。

まず、申し上げたいことは、これは税金を使う話なわけです。当たり前なんですけども、税金を使って議員が選挙運動を行う、その公費の負担の在り方についてという議案になります。大前提がそれなんですけども、結局、議員という仕事は、徹底して無駄をまず考える、公費の負担、税金の在り方について、徹底的に考えを巡らせて、最大限有効な使い方をするというのが議員の仕事だと思っています。それを執行部の皆さんが働いていただいている中で、議員が決める立場として、それをチェックをするということは、自分たち自身のことを徹底的にチェックしなければ、その意見は空虚なもの、説得力がないということになってしまいますので、これは金額以上に、その在り方について、我々は考えなければいけない案件だと思っています。

この金額に関しても、以前、この公費に関しては不適切な在り方がありました。それを踏まえて、議員自らが律すべきだということで、改正を行ったんです。それが他市町よりも低い金額の上限設定であったという証なわけです。それを元に戻していくような流れの議案というわけです。

物価高騰といっても、年間3%ぐらいの物価上昇で、今回ポスターの印刷費に関しても、15%ぐらいの値上げになっているわけです。それが4年前と比べてということになると、その金額についても、物価高騰はあるなど言いながらも、じゃあ、技術進化ということに関しては、社会ははるかに進んできているわけで、以前の印刷ソフトを駆使してのプロの方じゃなければできないという時代ではなくなってきています。

質疑の中でも、それがみんな使えるわけではないということなんですけども、やっぱり議員が自らそれを実践していくべきだなと思いますし、それは印刷業界の方々にとっても今大変革が起きている中で、それを考えないで、この金額を上げてしまうというのは、やはりいかなものかなと思います。説得力がないと思います。

公費の上限額に関して、先ほどの鈴木議員からの質疑の中の答弁では、上限額を上げるという議論だった。それをどれぐらい使うかは、その議員さんの判断だということだったんで

すけども、やっぱりそういう考えではいけないと思います。

結局、上限を上げるというのは、そこまで使っていいという意味決定にほかならないわけで、じゃあ、行政のほうの債務負担行為という上限設定に関しても、どれぐらい使うのかは別だからということで決めるんですかという話になってしまうんで、それは全くあり得ない話なわけです。だから、議員だけそれは特別だよということではいけないわけです。

だから、あくまで上限設定に関しても、ここまで使っていいんだという根拠をしっかりと示さなければいけない中で、どれぐらいの方が立候補を断念してしまったのかということについて、やっぱり徹底的に検証するというのが、この議案に関してはやるべきことだったかなと思います。

これは何か上限設定があって、物価高騰に合わせると、以前からちょっと低い水準だったんで、そこが多少上げても、明確な根拠というのは示さなくてもいいんじゃないかという甘えがあるんじゃないかなと正直思います。だから、そこを徹底的に議論したのか、実績はどうだったのかという議論が尽くされたのかどうか。恐らく尽くされていないんじゃないかなと思います。

だから、このポスターとかに関しても、この金額でお金がないから立候補ができない。残念だ。断念しなければいけないという声があったんならともかく、これは選挙の立候補機会を確保するというためのものですから、だから我々が選挙でお金を使う、できるだけ公費でもらえればいいなという議案ではないんですよ、そもそも。立候補を断念せざるを得ないかどうか。だから、そこで公費負担があれば立候補の機会が確保できるというのが目的なわけです。その目的に関してシンプルに考えていった場合には、その金額で断念する人がいるのかどうかということについて考えるべきなんです。だから、そこについての議論があまりないというのは非常に残念だなと思っています。

選挙運動の在り方についても、大きく変わってきておりまして、特に近年の選挙、国政選挙においては特に感じるんですけども、もうインターネット、SNS、それと動画ですね、そのほうが何を言ってるかが分かるんですね。今までの選挙運動で車を使って、名前の連呼しかできないとか、それが法律に規定されているから、だからこの選挙運動しかできない、そこに対しての公費負担をするというのが、この選挙公営なわけですけども、でもインターネットを使って自由にできるという環境がある以上、やっぱりそれをがんがん使うべきであって、新人の方ほどそうだと思います。

だから、我々がすべきことは、立候補の機会を増やすためには、従来型の選挙運動にこだわるべきではないと。新しい選挙運動ができるんだから、新人の候補者の方はぜひそれをどんどん使ってほしいということをむしろ積極的に言っていくべきではないかな。だから、この公費負担の金額を上げて、選挙運動というのは、名前の連呼しかできないんだとか、ポスターとか印刷して、ビラとかも、この枚数しか配れないからということではないと思うんですよ。

だから、もっと有権者の意識も変わってきている中で、自分たちが率先して変わって行って、有権者の意識も、自分たちがやっぱりリードして変えていくべきだというぐらいの気概を持つべきだと思います。そういった議員こそが、有権者から求められているものじゃない

かなと思いますので、やっぱり議員のほうで、そこは意識を変えていくべきかなと思っています。

実際、自分は選挙カーは最初から使ってなかったんですけども、全然合理的じゃないと思っていましたので、それにだんだん皆さん、使わなくなってきましたよね。それ自体は市民の方からすごく評価されていると思います。犬山は選挙運動の在り方も率先して変えてきている、議会改革だって進んでいる、だから、よりよい市政ができるんだという信頼感を市民に持ってもらうためには、やっぱり選挙公営の改正というのは、一旦見送るというのが、市民からも信頼される姿の議会になるのではないかなと思いますので、反対の意見を述べさせていただきます。

ぜひ皆様、この議案に関しても、犬山市議会のこれからの在り方に対する期待感を左右するものになると思いますので、ぜひ反対の意思表示をしていただければと思ひまして、討論とさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 委員会提出議案第1号に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員会提出議案第1号、犬山市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大沢秀教君） 起立多数。ご着席ください。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（大沢秀教君） 以上で、6月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日7月1日から8月27日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和8年6月犬山市議会定例議会を閉じます。

午後2時18分 散会

本議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件 名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第51号議案	犬山市犯罪被害者等支援条例の制定について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第52号議案	犬山市行政手続条例の一部改正について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第53号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第54号議案	犬山市手数料条例の一部改正について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第55号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第56号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第57号議案	犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第58号議案	犬山市介護保険条例の一部改正について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第59号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第60号議案	財産の取得について（資機材搬送車（積載車））	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第61号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第62号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第63号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第64号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第65号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第66号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第67号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30

議案番号	件 名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第68号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第69号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第70号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第71号議案	犬山市農業委員会委員の任命について	令和8年. 6. 5	同 意	令和8年. 6. 30
第72号議案 修 正 案	令和8年度犬山市一般会計補正予算 (第2号)に対する修正動議	令和8年. 6. 30	否 決	令和8年. 6. 30
第72号議案	令和8年度犬山市一般会計補正予算 (第2号)	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第73号議案	令和8年度犬山市犬山城費特別会計 補正予算(第2号)	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第74号議案	令和8年度犬山市介護保険特別会計 補正予算(第1号)	令和8年. 6. 5	原案可決	令和8年. 6. 30
第75号議案	工事請負契約の締結について(善師 野防災広場整備工事)	令和8年. 6. 30	原案可決	令和8年. 6. 30
第76号議案	令和8年度犬山市一般会計補正予算 (第3号)	令和8年. 6. 30	原案可決	令和8年. 6. 30
第77号議案	令和8年度犬山市水道事業会計補正 予算(第2号)	令和8年. 6. 30	原案可決	令和8年. 6. 30
委員会提出 議案第1号	犬山市の議会の議員及び長の選挙に おける自動車の使用並びにビラ及び ポスターの作成の公営に関する条例 の一部改正について	令和8年. 6. 30	原案可決	令和8年. 6. 30
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	令和8年. 6. 5	適 任	令和8年. 6. 30
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	令和8年. 6. 5	適 任	令和8年. 6. 30
諮問第3号	人権擁護委員の推薦について	令和8年. 6. 5	適 任	令和8年. 6. 30
陳情第2号	保育等の公定価格の見直しに向けて 国への意見書採択を求める陳情	令和8年. 6. 5	聞き置く	———
陳情第3号	介護報酬および障害福祉サービス等 報酬の臨時改定にむけて国への意見 書採択を求める陳情	令和8年. 6. 5	聞き置く	———

議案番号	件 名	提出年月日	審議結果	議決年月日
陳情第4号	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書	令和8年. 6. 5	拝聴しました	———
陳情第5号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	令和8年. 6. 5	聞き置く	———
陳情第6号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	令和8年. 6. 5	聞き置く	———
陳情第7号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	令和8年. 6. 5	拝聴しました	———
陳情第8号	介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情	令和8年. 6. 5	拝聴しました	———
陳情第9号	保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	令和8年. 6. 5	聞き置く	———
陳情第10号	教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書の提出を求める陳情	令和8年. 6. 5	聞き置く	———
陳情第11号	最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情	令和8年. 6. 5	拝聴しました	———
陳情第12号	愛知県最低賃金の適切な引き上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書の提出を求める陳情	令和8年. 6. 5	拝聴しました	———
陳情第13号	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	令和8年. 6. 5	承りました	———